

令和5年4月20日

広島県外在住の保護者の皆様

広陵高等学校
校長 堀 正和
(扱 事務室)

令和5年度 「奨学のための給付金（他都道府県）」新入生一部早期給付の案内について

平素は本校教育の充実につきましてご支援とご協力をいただきありがとうございます。
さて、表題の件について、国から周知依頼がありましたので、ご連絡いたします。
この制度は、授業料を軽減する就学支援金とは別に授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした、
国の補助を基に保護者が居住する各都道府県が行う制度です。

通常は、令和5年7月1日時点で、住民税非課税世帯を対象に行う制度ですが、近年の社会情勢により、新入生の非課税世帯を対象とした早期給付の案内です。

県外の方は、お住いの都道府県の担当部署へ直接の申請となりますので、文部科学省のWebサイトをご確認ください。

なお、この給付金を受けようとする場合、各都道府県の様式による在学証明が必要となります。

申請する場合には、学校事務室までご連絡ください。

よろしくお願ひいたします。

● 文部科学省Webサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

● 令和5年4月20日現在で、新入生一部早期給付の受付を開始している都道府県は
京都府・奈良県・愛媛県・島根県・青森県です。
その他の都道府県の募集開始時期については、各都道府県の担当部署にお問合せください。

● 各都道府県により、申請期日も異なります。

今月末が締切日の都道府県もありますので、ご注意ください。

● 広島県は新入生対象に早期給付は行っていないため、例年、12月に1年分の給付の案内をしております。

対象の保護者の方には、例年11月に学校からご案内をさせていただいております。